

## 高松市総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が高松市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、総合評価落札方式のうち、評価の区分に応じ、次に掲げる方式をいう。

- (1) 価格のほか、簡易な施工計画（施工上の課題を含む。以下同じ。）、同種・類似工事の経験、工事成績等の項目につき総合的に評価する方式
- (2) 価格のほか、同種・類似工事の経験、工事成績等の項目につき総合的に評価する方式

2 簡易型総合評価落札方式は、原則として前項第1号に掲げる方式を採用するものとする。ただし、当該案件において施工計画の内容について客観的に判断するための効果的な評価項目を設定することができない場合は、同項第2号に掲げる方式を採用するものとする。

3 簡易型総合評価落札方式においては、第1項各号に定める項目のほか、災害時に建設業者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、当分の間、災害時の活動体制を評価項目とする。また、必要に応じ、企業の地域性・社会性等についても、評価項目とする。

4 この要領において「特別簡易型総合評価落札方式」とは、総合評価落札方式のうち、価格のほか、企業の施工能力及び災害時の活動体制に重点を置き、総合的に評価する方式をいう。

5 簡易型総合評価落札方式の略称はⅠ型（技術評価型）、特別簡易型総合評価落札方式の略称はⅡ型（地域維持型）とする。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式は、評価において競争性が確保されることに留意しつつ、方式に応じ、次の工事に係る入札において実施するものとする。

- (1) 簡易型総合評価落札方式 予定価格1億円以上の工事
- (2) 特別簡易型総合評価落札方式 高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成20年4月1日施行）第4条第4項第1号に規定する市内企業のみが入札参加資格を有するとされた土木一式工事であって、その予定価格が1,500万円以上3,000万円以下であるもの

2 前条第1項各号の方式のうちいずれを採用するのかの決定（設備の場合は、施工計画に係る配点についての決定を含む。）に当たっての手續は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

(1) 当該工事の監督及び検査を所管する各課又は室の長、当該監督及び検査担当職員並びに契約担当課長が指名する職員が協議し、その結果を決裁文書に記載すること。

(2) 前号の結果について高松市工事請負等審査委員会規程（平成27年高松市規程第3号）に定める高松市工事請負等審査委員会の審査に付すること。

3 簡易型総合評価落札方式は、必要があるときは、第1項第1号に規定する工事以外の工事に係る入札においても実施することができる。

（学識経験者の意見聴取）

第4条 総合評価落札方式を実施するに当たっては、次に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(1) 総合評価落札方式により入札を行うことの適否

(2) 落札者の決定に関すること（前号の事項に係る意見聴取に際し、改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴き、落札者の決定について、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合）

（総合評価の方法）

第5条 総合評価落札方式で定める評価は、除算方式とし、落札者の決定は、次の方法による。

(1) 落札者決定方式

入札参加者のうち、入札価格が予定価格以下である者に対し、この条の規定により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、あらかじめ設定した価格を下回った者は、高松市低入札価格調査制度要領（平成31年4月1日施行）の定めるところによる。

(2) 評価値

評価値＝技術評価点÷入札価格（単位：千万円）

＝（標準点＋加算点）÷入札価格（単位：千万円）

標準点：入札参加条件を満足する入札参加者について100点の標準点を与える。

加算点：あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき評価された加算点を与える。

評価値の計算において入札価格の単位は千万円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は少数点以下4位（5位四捨五入）とする。

また、評価値は、基準評価値（次の算式により得られる値をいう。）を下回らないこと。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：千万円）

- (3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とする。  
ただし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を決定する。
- 2 第1項第2号の加算点は、別表（以下「加算点算定基準」という。）に基づき配点するものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体での入札の場合は、代表者となる構成員について評価する。  
ただし、入札公告において別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 4 施工計画に係る評価点は、第3条第2項第1号に規定する職員が協議し定め、評価値は、高松市事務決裁規程（昭和42年高松市規程第18号）、高松市病院局事務決裁規程（平成23年高松市病院局管理規程第5号）及び高松市下水道事業の事務決裁に関する特例を定める規程（平成30年3月30日高松市規程第10号）の規定により、契約担当課長が専決する。

（技術評価内容等の確保）

第6条 落札者の決定に反映された施工計画が履行できなかった場合又は落札者の決定に反映された配置予定技術者に係る評価と同等評価以上の技術者を当該工事に配置しなかった場合は、次に定めるところにより、工事成績評定を減点し、違約金を徴収する。ただし、施工条件の変更、災害その他受注者の責めに帰すことのできない事由により、入札時に評価の得られた項目の履行に影響が生じた場合は、現場の条件により、必要に応じてその取扱いを受注者と協議するものとする。

- (1) 工事成績評定の減点措置（次により算出された項目ごとの数値の合計が工事成績評定の減点値となる。）

工事成績評定の減点値

$$= ( (A - B) / A ) \times ( \text{該当評価項目の評価点 (入札時)} / \text{合計評価点 (入札時)} ) \times 10 \text{点}$$

A：該当評価項目の評価点（入札時）

B：該当評価項目の評価点（施工後の実施に係るもの）

配置予定技術者に係る評価にあつては、「該当評価項目の評価点」とあるのは、「配置予定技術者に係る評価項目の評価点の合計」とする。

工事成績評定の減点値は小数点以下を四捨五入した値とする。

- (2) 違約金の徴収

$$\text{違約金} = C - C \times ( (D + E) / (D + F) )$$

C：当初契約金額

D：標準点 = 100点

E：施工後の実施値による合計加算点

F：当初入札時に記載した施工計画及び配置予定技術者による合計加算点

違約金は、1円未満切捨てとする。

2 加算点算定基準のうち、次の各号に掲げる評価項目においては、当該各号に該当する場合は、工事成績評定点からそれぞれ3点の減点を行うものとする。

(1) 登録基幹技能者の活用 落札者の決定に反映された登録基幹技能者として契約締結後届け出た者が、当該職種に係る作業に従事していることが発注者において確認できないとき、又は監理技術者若しくは現場代理人と兼務しているとき。

(2) 市内企業の活用 受注者の責めに帰すべき事由により落札者の決定に反映された配点に係る評価基準が履行できなかったとき。

(入札方法)

第7条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領及びその細則並びに高松市制限付き一般競争入札実施要領（平成6年4月1日施行）、高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル（平成13年6月1日施行）及び高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準（平成18年6月1日施行）により実施するものとする。

(苦情の申立て等)

第8条 総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者のうち落札者の決定結果に対して不服がある者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

(評価結果等の公表)

第9条 入札及び契約手続の透明性・公正性を確保するため、総合評価落札方式の評価項目及び評価基準、落札者の決定方法等については、第1号に定めるところにより、あらかじめ入札公告等において明らかにし、入札者の提示した施工計画等の評価及び落札結果等については、第2号に定めるところにより、契約後速やかに公表する。

(1) 入札公告等において、次の事項を明記する。

ア 総合評価方式の適用の旨

イ 評価項目及び評価基準

ウ 落札者の決定方法

エ 施工計画又は配置予定技術者についての提案が履行できなかった場合の措置

(2) 契約後速やかに次の事項を公表する

ア 業者名

イ 各業者の入札価格

ウ 各業者の評価値

(秘密の保持)

第10条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。  
(工事成績平均評定点の対象期間に係る経過措置)
- 2 平成25年度においては、別表企業の施工能力の項中「過去8年間」とあるのは、「過去3年間」とする。  
(高松市総合評価落札方式試行要領の廃止)
- 3 高松市総合評価落札方式試行要領(平成20年1月24日施行)は、廃止する。
- 4 この要領の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約に関しては、前項の規定による廃止前の高松市総合評価落札方式試行要領の規定は、なおその効力を有する。  
(高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの一部改正)
- 5 高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準の一部改正)
- 6 高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準(平成13年6月1日施行)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(高松市制限付き一般競争入札実施要領の一部改正)
- 7 高松市制限付き一般競争入札実施要領の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部改正)
- 8 高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の一部改正)
- 9 高松市工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

附 則

- 1 この要領は、平成25年10月28日から施行する。
- 2 改正後の高松市総合評価落札方式実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約について適用する。

附 則

この要領は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月3日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

(工事成績平均評定点の対象期間に係る経過措置)

- 3 平成31年度、平成32年度及び平成33年度においては、別表企業の施工能力の項中「過去8年間」とあるのは、それぞれ「過去5年間」、「過去6年間」及び「過去7年間」とする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

| 評価の視点   | 評価項目<br>(細分された項目がある場合、各細分項目を、以下「細目」といいます。) |                               | 配点                             |        | 評価基準  | 評価点  | 備考   |               |                                    |
|---------|--|-------------------------------|--------------------------------|--------|---|--|--|---------------|------------------------------------|
|         |  |                               | I型                             | II型    |   |  |  |               |                                    |
| 施工計画    | 1  | 施工上の課題への対応の的確性                | 20<br>(建築は40、<br>設備は備考5のとおり)   | —      | (1) 課題提案2項目について提案し、そのいずれもが有効な提案<br>(2) 課題提案2項目について提案し、そのうち1項目について、有効な提案<br>(3) (1)・(2)以外  | 10<br>5<br>0   | 1・2の評価項目のうちから、各10点の評価の細目を案件ごとに決定します。課題提案項目は、各細目で2項目設定します。各細目での評価基準は左記のとおりです。なお、1項目のみについて提案した場合の評価点は零点です。「設備」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する設備をいいますが、建築物に設けるものに限定しません。  |               |                                    |
|         | 土木・水道施設                                    | 2                             |                                |        |   |  |  | 本体構造物等の品質管理対策 | 無筋コンクリートの品質管理対策<br>鉄筋コンクリートの品質管理対策 |
|         |  | 建築                            |                                |        |   |  |  | 2             | 構造物等の品質管理対策                        |
|         | 設備   |                               |                                |        |   |  |  | 2             | 機材（機器及び材料）の品質管理対策及び性能確認方法等         |
|         |  | 3                             |                                |        |   |  |  |               |                                    |
| 4       | 周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性                        | 騒音振動対策                        | 20<br>(建築は10、<br>設備は備考5のとおり)   | —      | (1) 土木・水道施設<br>ア 課題提案項目について有効な提案あり<br>イ ア以外<br>(2) 建築<br>ア 課題提案項目について有効な提案あり<br>イ ア以外   | 10<br>5<br>0   | 評価基準は各細目についてのものであり、採用する細目は、2細目を上限として、案件ごとに決定します。   |               |                                    |
|         |  | 水質汚濁対策                        |                                |        |   |  |  |               |                                    |
| 粉塵対策    |  |                               |                                |        |   |  |  |               |                                    |
| 企業の施工能力 | 5  | 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績    | 10                             | —      | ・コリンズ竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり<br>・コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり<br>・コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模未満の実績又は実績なし                                | 10<br>5<br>0   | ・技術提案書提出期限の日の5年前の日の属する年度の4月1日以降に完成し、技術提案書提出期限の日までにコリンズ登録した元請工事を対象とします。<br>・規模の評価は、発注工事の予定価格(税抜き)に対する、最終契約金額(※)の割合で評価します。   |               |                                    |
|         | 6  | 過去8年間における高松市発注同業種工事の工事成績平均評定点 | 30(25)<br>※施工計画に係る評価をしない場合は括弧内 | 30     | ・80点以上<br>・78点以上80点未満<br>・76点以上78点未満<br>・74点以上76点未満<br>・72点以上74点未満<br>・70点以上72点未満<br>・65点以上70点未満<br>・65点未満<br>・高松市発注同業種工事の工事成績評定点なし | 30(26)<br>25(22)<br>26(23)<br>22(19)<br>23(19)<br>19(16)<br>19(15)<br>16(13)<br>15(11)<br>13(9)<br>11(8)<br>9(7)<br>8(4)<br>7(3)<br>0(0)<br>0(0)<br>4(-)<br>3(-) | ・「工事成績平均評定点」とは、公表日が属する年の初日前8年間における高松市発注同業種工事の工事成績評定点(共同企業体に係る工事成績は、その代表者である企業の成績とします。)をその契約金額(共同企業体の代表者に係るもの)にあつては、その出資比率に応じた契約金額)で加重平均した値です。<br>・工事成績評定点が1件の場合は、当該1件を平均値とみなしますが、この場合の評価点は、括弧内の数値となります。<br>※施工計画に係る評価をしない場合は網掛け欄内の数値となります。<br>・左記はI型についてのもので、II型における評価基準・評価点は、この表の末尾をご覧ください。 |               |                                    |
|         | 6-2  | 登録基幹技能者の活用                    | 5                              | —      | (1) 評価対象職種の登録基幹技能者の配置あり(下請企業と雇用関係がある、又は下請企業である登録基幹技能者も可)。<br>(2) 配置なし   | 5<br>0   | ・案件ごとに、登録基幹技能者の評価対象職種を設定します。<br>・配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価しません。<br>・登録基幹技能者が当該職種に係る作業に従事していることが発注者において確認できない場合、又は監理技術者若しくは現場代理人と兼務している場合は、工事成績評定点から3点の減点を行うものとします。  |               |                                    |
|         | 7  | 直近の高松市発注工事の工事成績評定点            | 0(-10)                         | 0(-10) | ・過去6か月以内の完成工事で65点未満なし<br>・過去6か月以内の完成工事で65点未満あり  | 0<br>-10   | 技術提案書提出期限の日以前6か月以内の工事成績評定点を対象とします。   |               |                                    |
|         | 8  | 安全管理                          | 0(-20)                         | 0(-20) | (1) (2)以外<br>(2) 工事の施行に当たっての事故を措置要件として高松市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けた日が技術提案書提出期限の日以前6か月以内である場合   | 0<br>-10   | 市内で発生し、かつ、死亡事故である場合は、「6か月」とあるのは「1年」と、「-10」とあるのは「-20」とします。  |               |                                    |



|              |  |             |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------|--|-------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 配置予定技術者      | 9 配置予定技術者の資格   | 5           | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定資格取得日が技術提案書提出期限の日の5年前の日の属する年度の4月1日前</li> <li>指定資格取得日が技術提案書提出期限の日の5年前の日の属する年度の4月1日以後</li> <li>指定資格取得なし</li> </ul>    | 5  | 3  | 0  | 「指定資格」とは、対象資格表(細則をご覧ください。)のうち、発注者の示した建設工事の種類に対応する資格とします。   |  |
|              | 10 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任技術者、監理技術者(監理技術者補佐)又は現場代理人としての施工実績 | 10          | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>コリンズ竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり</li> <li>コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり</li> <li>コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模未満又は実績なし</li> </ul> | 10   | 5  | 0  | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案書提出期限の日の5年前の日の属する年度の4月1日以降に完成し、技術提案書提出期限の日までにコリンズに竣工登録した元請工事を対象とします。</li> <li>評価の対象となる発注機関は、入札参加資格の施工実績の要件と同等とします。</li> <li>主任技術者、監理技術者(監理技術者補佐)又は現場代理人としての施工実績を対象とします。</li> <li>従事期間は、原則として工期の3分の2以上従事しているものを対象としますが、専任を義務付けられた期間を確認できる書類の提出があった場合のみ、専任を義務付けられた期間の3分の2以上従事しているものを対象とします。</li> <li>規模の評価は、発注工事の予定価格(税抜き)に対する、最終契約金額(※)の割合で評価します。</li> </ul> |  |
|              | 11 過去5年間における継続教育(CPD)の取組状況                                 | 10          | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>取得単位50ユニット以上</li> <li>取得単位25ユニット以上50ユニット未満</li> <li>取得単位25ユニット未満</li> </ul>   | 10   | 5  | 0  | (一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)土木学会、(公社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会が認定する5年間の単位数を対象とします。   |  |
| 12 受注の有無     | 12 受注の有無   | —           | 10   | <ul style="list-style-type: none"> <li>公表日が属する年度に高松市(契約監理課経由に限る。)が発注した同業種工事の受注実績なし</li> <li>公表日が属する年度に高松市(契約監理課経由に限る。)が発注した同業種工事の受注実績あり</li> </ul>           | 10   | 0  | 0  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「受注実績あり」とは、開札の時点において、公表日が属する年度に高松市(契約監理課経由に限る。)が発注した同業種工事の落札者(入札後審査型制限付き一般競争入札にあっては、落札候補者)となっていることを含みます。</li> <li>手持工事件数の特例等に関する要領第2条第1号を適用した工事は、受注実績に含みません。</li> </ul>   |  |
|              | 13 災害時の活動体制  | 13 災害時の活動体制 | 10   | 20   | 次の要件の両方に該当<br>(A) 自社又は加入している団体等が高松市と災害協定を締結している<br>(D) 災害時に応急活動できる体制あり   | (A)の災害協定のうち、種々の公共土木施設及び土地改良施設を対象とした災害協定を締結している場合 | 10   | 20   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(A)、(B)及び(C)は、重複して評価しません。</li> <li>高松市との災害協定の締結又は高松市消防団協力事業所表示証の交付を受けていること、及び災害時に応急活動ができる体制が整っていることを評価します。</li> <li>「認定期間」とは、技術提案書提出期限の日において当該協力事業所の認定期間が引き続いている期間をいいます。</li> <li>(D)の要件については、災害時に応急活動ができる体制として、緊急時の社内の連絡体制表及び自社で保有している資機材の一覧表の添付がある場合を評価の対象とします。</li> <li>II型の場合は網掛け欄内の数値となります。</li> </ul> |
|              |  |             |  |  | その他  | 8  | 16   |  |  |
|              |  |             |  |  | 次の要件の両方に該当<br>(B) 会社として高松市消防団協力事業所の認定基準に基づき、表示証の交付を受けている<br>(D) (B)のほか、災害時に応急活動できる体制あり   | (B)の認定期間が5年を超える場合                                | 10   | 20   |  |
|              |  |             |  |  |  | (B)の認定期間が5年以下の場合                                 | 8  | 16   |  |
|              |  |             |  |  | 次の要件の両方に該当<br>(C) 加入している団体等が高松市との災害協定の締結者たる団体等と連携して当該災害協定の定めにより応急措置等に従事することとしている(当該締結者たる団体等が高松市と確認書を締結している場合に限る。)<br>(D) 災害時に応急活動できる体制あり |  | 8  | 16   |  |
|              |  |             |  |  | この評価項目の(A)(B)(C)(D)のいずれかに該当  |  | 4  | 8  |  |
| 上記以外         |  | 0           | 0  |  |  |  |  |  |  |
| 14 低入札に対する評価 | 0  | 0           | <ul style="list-style-type: none"> <li>低入札価格調査基準価格以上の価格で応札</li> <li>低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札し、その乖離幅が予定価格(税抜き)の1%以下である場合</li> <li>低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札し、その乖離幅が予定価格(税抜き)の1%超である場合</li> </ul> | 0  | 配点合計の50%を減点  | 0  | <ul style="list-style-type: none"> <li>減点数について、1未満の端数がある場合は切り上げます。(例)配点合計75点×50%＝37.5点 ⇒ -38点</li> <li>減点後の評価点がマイナスとなる場合は、0点とみなします。</li> </ul> |  |  |
| 合計           | 140(75)  | 60          |  |  |  |  |  |  |  |

|   |           |                     |  |   |                                   |  |  |   |
|---|-----------|---------------------|--|---|-----------------------------------|--|--|---|
| 市内企業案件(市内企業のみが入札参加資格を有する案件)以外に係る追加の評価項目 | 1 営業所の拠点性 | (1) 本社・本店・支店・営業所の有無 | 35(20)<br>※施工計画に係る評価をしない場合は括弧内   | —   | ・市内企業に該当<br>・準市内企業に該当<br>・市外企業に該当 | 35(20)<br>20(5)<br>0(0)  | ・市内企業、準市内企業、市外企業の定義については、高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項各号に定めるところによります。なお、入札参加者から特に申出のない限り、公表日において有効な高松市の建設工事指名競争入札参加資格者名簿に契約先として記載された所在地及び内容により評価します。 |   |
|   |           | (2)                 | ア 常時雇用職員数  | 5<br>(ア、イ重複評価なし)  | —                                 | 対象年度の前年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が送付した決定通知書における課税人員又は非課税人員とされた役員又は社員で、引き続き対象年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が技術提案書提出期限の前日に送付した直近の決定通知書における課税人員又は非課税人員とされている者の数  | 15人以上  | 5 |
|   |           |                     |  |   |                                   | 10人以上<br>14人以下   | 3  |   |
|   |           |                     | 上記以外及び建設業法第3条第1項に規定する営業所を市内に有しない場合   |   |                                   | 0  |  |   |
|   |           | イ 自社ビル等保有状況         | 建設業法第3条第1項に規定する営業所(市内に所在する場合に限る。)の同法第5条第2号の所在地の建物(登記され、かつ、自社所有のものに限る。)の延べ面積(区分所有建物にあっては、専有部分の面積) | 210㎡以上  | 5                                 |  |  |   |
| 150㎡以上<br>210㎡以上                        | 3         |                     |  |   |                                   |  |  |   |
| 上記以外                                    |           | 0                   |  |   |                                   |  |  |   |
| 2 市内企業の活用                               |           | 5                   | —  | ・市内企業への予定一次下請等比率が50%以上<br>・市内企業への予定一次下請等比率が40%以上50%未満<br>・市内企業への予定一次下請等比率が30%以上40%未満<br>・市内企業への予定一次下請等比率が20%以上30%未満<br>・市内企業への予定一次下請等比率が20%未満 | 5<br>4<br>3<br>2<br>0             | ・「市内企業への予定一次下請等比率」の定義は、細則をご覧ください。<br>・市内企業への予定一次下請等比率が元請人の責めに帰すべき事由により履行できなかった場合の措置は、工事成績評定点から3点の減点を行うものとします。ただし、上回った場合の加点は行いません。<br>・発注者の指示に基づく変更契約を行った場合は、当該変更に伴う影響額を除くことができるものとします。 |  |   |
| 追加後合計                                   |           |                     | 185(105)   | —   |                                   |  |  |   |
| 加算点                                     |           |                     | 10   | 5   |                                   |  |  |   |

- 備考 1 「細則」とは、備考2の細則をいいます。  
2 評価の詳細及び提出書類については、「高松市総合評価落札方式実施要領の細則」の定めるところによります。  
3 落札者の決定に反映された施工計画が履行できなかった場合又は落札者の決定に反映された配置予定技術者に係る評価と同等評価以上の技術者を当該工事に配置しなかった場合は、第6条第1項の規定により、工事成績評定を減点し、違約金を徴収します。ただし、施工条件の変更、災害その他請負者の責めに帰すことのできない事由により、入札時に評価の得られた項目の履行に影響が生じた場合は、現場の条件により、必要に応じてその取扱いを協議するものとします。  
4 配点欄の合計数値にかかわらず、I型については、細目の一部を採用しないこととした場合は、その配点分減じます。  
5 設備に係る配点、評価基準及び評価点は、その工事内容によって、土木又は建築のいずれかのものを採用するものとします。  
6 ※を付した最終契約金額は、次に定めるところにより確認するものとします。  
(1) コリンズ登録されたしゅん工登録日が令和元年9月30日以前の場合 次の区分による額  
ア 当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類の提出があったとき 当該書類による税抜の契約金額  
イ ア以外のとき コリンズ登録された契約金額に108分の100を乗じて得た額(1円未満の端数金額は四捨五入)  
(2) コリンズ登録されたしゅん工登録日が令和元年10月1日以後の場合 次の区分による額  
ア 当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類の提出があったとき 当該書類による税抜の契約金額  
イ ア以外のとき コリンズ登録された契約金額に110分の100を乗じて得た額(1円未満の端数金額は四捨五入)

| ○II型における工事成績評定点に係る評価基準及び評価点            |    | 評価点 | ・工事成績平均評定点の意義はI型と同様です。<br>・工事成績評定点が1件の場合においては、次のいずれかの区分に該当するときは当該1件の評定点から当該区分による点数を減じた点数を、これらの区分のいずれにも該当しないときは当該1件の評定点を、工事成績平均評定点とみなします。<br>(1) 当該1件の評定点が80点以上の場合 当該1件の評定点から79点を減じた点数<br>(2) 当該1件の評定点が70点以上80点未満の場合 2点<br>(3) 当該1件の評定点が65点以上70点未満の場合 当該1件の評定点から65点を減じた点数 |
|--|----|-----|--|
| 評価基準                                   |    |     |  |
| 参加者の工事成績平均評定点の平均値以上                    | 30 |     |  |
| 工事成績平均評定点が65点以上、かつ、参加者の工事成績平均評定点の平均値未満 | 20 |     |  |
| 高松市発注同業種工事の工事成績評定点なし                   | 15 |     |  |
| 工事成績平均評定点が65点未満                        | 0  |     |  |